

I 総 論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 社会情勢の変化
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の基本的な考え方
- 6 施策の方向
- 7 計画の推進



松城中学校 3年 宮里羽理さんの作品

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもつて社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきましたが、まだ十分とは言えない状況にありました。

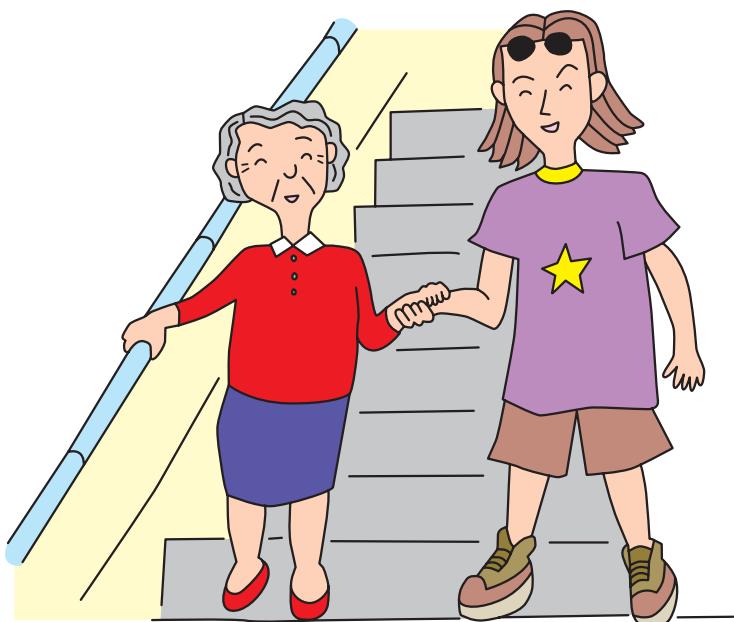
国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指す、新たな障害者計画の策定が求められています。

2 社会情勢の変化

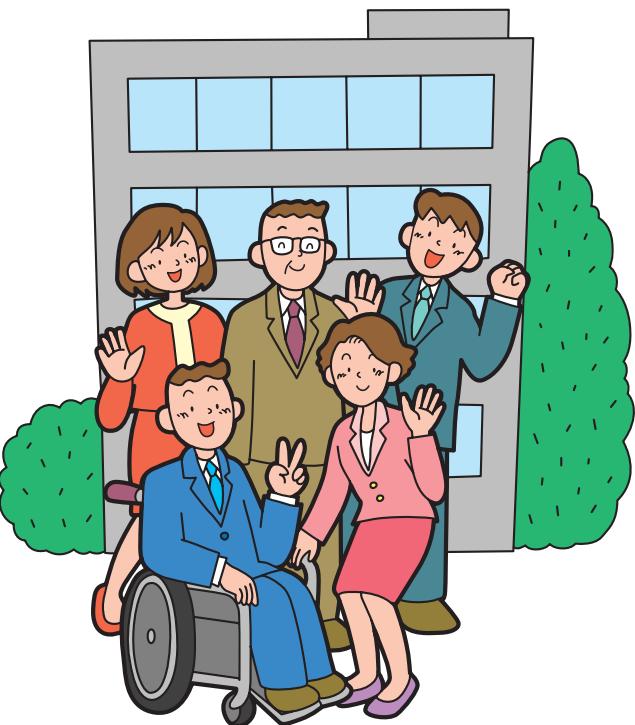
(1) 障害者の高齢化、障害の重度化・重複化

障害者、介助者の高齢化や、障害の重度化・重複化が進んでいます。これらの人々が安心して暮らせる環境づくりが求められています。



(2) 障害者の多様なニーズ

人々の生活水準の向上と価値観の多様化に伴い、障害者のニーズも多様化しており、個々のニーズへの対応が求められています。また、障害の種類によっても求める福祉サービスが異なり、個々の障害に即したサービスの提供が求められるとともに、ライフサイクルの全ての段階を通して総合的かつ利用者本位の支援が必要とされています。



(3) 障害者に関わる国内外の情勢

① 障害者の権利擁護

国連における「障害者権利条約」採択に向けての動き、「びわこミレニアム・フレームワーク」の優先的政策領域の一つとして女性障害者の設定や国内の「障害者差別禁止法」の制定の動き、欠格条項の撤廃など、障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 国際生活機能分類（ICF）の採択

世界保健機構（WHO）によって、2001年5月に採択された国際生活機能分類（ICF）は、障害分類において新たに生活機能と環境因子の視点を加え、障害の状態について共通の理解を図り、これまでの障害者認定のあり方や障害者施策へ影響をおよぼすことが予想されます。

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の社会生活の妨げとなる障壁のバリアフリー化については、子供や高齢者など全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

④ 高度情報化社会への対応

IT技術の発展に伴い高度情報化する社会の中で、障害者が生活を豊かにし就労の機会が拡げられるよう、情報化社会への対応が求められています。

I 総 論

(4) 障害者に関する法改正

①精神保健福祉法の改正

平成11年5月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、医療保護入院の要件の明確化、精神障害者的人権に配慮した医療の確保や、市町村で公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳申請の経由事務、居宅生活支援事業等の在宅福祉事業が追加規定されるなど、制度の充実が図られています。

②その他障害者に関する関連法

平成12年6月には社会福祉事業法をはじめ身体障害者福祉法など福祉関係各法の改正が行われ、身体障害者、知的障害者福祉サービスにおける新しい利用制度の導入や、知的障害者福祉サービス実施事務の町村への委譲、手話通訳者派遣事業等の社会福祉事業としての法定化など、障害者福祉に関する大きな制度改革が行なわれました。

これを受け、身体障害者や知的障害者の新しい福祉サービスの利用制度として、平成15年度に「支援費制度」がスタートし、これまで行政が利用者を特定しサービスの内容を決めていた「措置制度」から、障害者自身が必要とするサービスを自ら選択し、契約によってサービスを受けることができるようになりました。

③介護保険制度の施行

平成12年4月から介護保険制度が施行され、利用者がサービス提供事業者との契約により介護サービスを受けることができる仕組みが導入されました。これによって、障害者であっても65歳以上の者（法に規定する40歳以上の特定疾患にある者を含む。）については、介護に関するサービスは原則として介護保険制度により提供されることになりました。



(5) 事業主体として市町村の役割の重要性

法制度の改正に伴い、障害者福祉施策の推進における市町村の役割は重要度を増し、事業主体となる市町村の積極的な取り組みが求められています。県においては、総合的な福祉サービスの提供が行えるよう市町村との連携強化や支援体制の充実を図る必要があります。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本県の障害者施策を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針であります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものであります。また、実施計画に伴う数値目標については、5年先の数値目標を設定し、必要に応じて数値目標を含め計画の見直しを行います。



4 計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

I 総 論

5 計画策定の基本的な考え方

この計画は、これまでのノーマライゼーションの理念を継承し、これを実現する社会の形成を目指します。また、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるよう障害者の権利擁護を推進します。

すなわち、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指します。

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、以下の3つを施策の柱とします。

(1) 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

障害者が、地域社会の中で安心して暮らしていくように保健・医療・福祉サービスの充実及び連携強化を図ります。

(2) 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

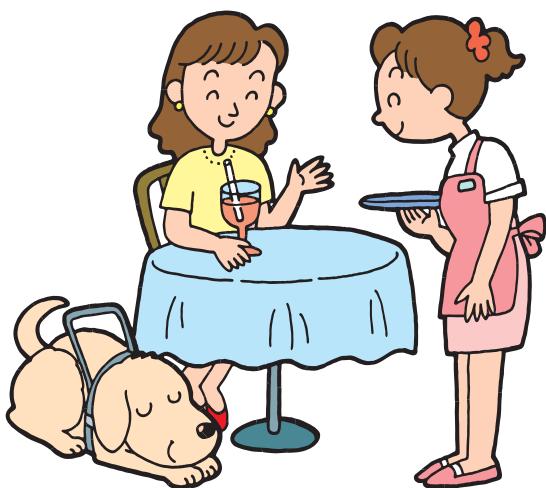
障害者が、もてる能力と個性を発揮しながら、快適に生活し自己実現が図られるよう様々な社会活動への参加を支援します。

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進にあたっては、すべての施策に共通する基本的な視点として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、身体障害者や知的障害者の福祉サービスに比べて遅れている精神障害者の福祉サービスの充実を積極的に推進します。



施策の体系

①暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

- (1) 保健、医療サービスの充実
 - ① 保健、医療サービスの充実
 - ② 精神障害者の保健・医療の充実
 - ③ 医療費公費負担制度の充実
- (2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実
 - ① 在宅福祉サービスの充実
 - ② 施設福祉サービスの充実
 - ③ 地域リハビリテーション体制の整備
 - ④ 経済的支援の充実
 - ⑤ サービスの向上
- (3) 障害者を支える人材の養成、確保
 - ① 保健、医療の専門職員の養成
 - ② 福祉サービスの人材確保

②一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

- (1) 教育、療育の充実
 - ① 充実した教育、療育の実施
 - ② 早期教育の充実
 - ③ 学校教育の充実
 - ④ 特別ニーズ教育の人材育成
 - ⑤ 生涯学習・社会教育の充実
- (2) 雇用拡大、就業の促進
 - ① 雇用の促進
 - ② 職業リハビリテーションの推進
- (3) 社会活動参加の促進
 - ① 社会活動参加の推進
 - ② スポーツレクリエーション及び文化活動の促進

③ともに支え合う社会の構築をめざして

- (1) 権利擁護システムの強化・推進
 - ① 権利擁護の推進
 - ② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成
 - ③ 欠格条項の改善
- (2) 啓発広報活動の強化
 - ① 広報活動の推進
 - ② 福祉教育の推進
 - ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援
- (3) 地域生活環境の整備
 - ① 福祉環境の整備
 - ② 住宅環境の整備
 - ③ 移動・交通手段の整備
 - ④ 防災、防犯対策の推進
 - ⑤ 情報、コミュニケーションの確保
- (4) 国際交流・協力活動の推進
 - ① 国際交流活動の推進
 - ② 国際協力活動の推進

7 計画の推進

(1) 沖縄県障害者施策推進協議会の活用

障害者や障害福祉関係者などを委員として構成する沖縄県障害者施策推進協議会に、計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 国、市町村、民間との連携強化

障害者施策の推進にあたっては県民の理解のもと、国や市町村及びNPOを含めた民間団体などとの連携を強化し、障害者のニーズが施策に反映されるように、体系的かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

(3) 圏域別施策の推進

地域特性に沿ったサービスの提供を行うため、圏域別に重点施策を定め、地域のニーズに即したきめ細かな施策の展開を図ります。

(4) 計画推進体制の強化

施策の推進にあたっては、効果的かつスムーズな事業が展開できるように、障害者関係団体やNPO、民間団体等、行政の連携強化を図るとともに、障害者のニーズが反映される施策を推進します。

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるよう取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

